

青梅市文化財ニュース

第 1 6 4 号

平成13年6月15日

発行 青梅市文化財保護指導員連絡協議会

青梅市郷土資料室

(青梅市駒木町 1-684 Tel0428-23-6859)

江戸時代に農民は名字を持たなかったというが

市民センターで歴史講座や古文書講座を開催しますと、受講者の方から時々、「江戸時代には農民は名字がなかったと聞きますが、本当にそうだったのでしょうか。」と質問を受けます。名字については確かに以前から世間にどう伝わったのか分かりませんが、とにかく農民に名字がなかったとする俗説が流布してきたことは事実のようです。

まず、その「名字」が日本人のあいだで付けられるようになったのは、一般的に平安時代末に武士の間に生まれた通称が起りだといえます。そして鎌倉時代になって将軍源頼朝から軍功の恩賞として所領地を与えられ各地に移住した御家人が、その土地の地名を名字にしたり、あるいは移住前に名乗っていた名字も使うようになって広がりを見せたといえます。さらに室町時代になると農民の間にも広まったといわれます。

それが江戸時代になると、徳川幕府は封建体制を維持安定させ社会秩序を固めておく必要性から、「志納工商」という身分制度をつくりだし、支配者としての武士のみに苗字（江戸時代は「名字」と書かず「苗字」と書きました。）・帯刀を許容し、一方被支配層としての一般の農民はもとより町人にはその使を禁止しました。そこで、江戸時代の農民は本当に名字を持たなかったのか、いや持っていたのかを文献、金石文などで見ることにします。江戸時代に名主などを勤めた旧家に残る五人組帳・宗門人別帳などの写し、訴状、村内の取極め書などの多くの公的な文書類には、農民は「名主誰々」、「百姓誰兵衛」などと記していて、確かに一般的に名字は記されていないといえます。しかし、梅郷の琴平神社の天保13年（1842）造立の石灯籠台座には、青木・尾沢・伊藤・榎戸・島崎・須崎・鈴木・正親・原島・藤野・持田・渡辺など、現在も梅郷地区に多く見られる名字を名乗る人たち65名が発願者・世話人・寄付者として刻まれており、また柚木の即清寺裏山一帯に建つ慶応元年～2年（1865～1866）造立の「新市国八十八ヵ所霊場」の碑にも地元農民の寄進者すべてが名字を付け刻まれています。さらに市内にある当時の墓石を見ても「何々氏」などと刻んであるのをかなり多く見受けます。この両事実から、交称的に農民は恐らく代々持っていた名字を名乗ることができませんでしたが、私称的には石造物や寺社等への奇進帳、あるいは商用類の私的文書などに公然と使用していたといえます。徳川幕府が崩壊し政治の体制が大きくかわると、名字の様相も一変し、明治3年

(1870) 9月に明治新政府は太政官布告で農民や町人、いわゆる庶民にも名字を名乗ることを許可し、翌明治4年4月には戸籍法の制定、さらに明治5年2月には戸籍簿に（これを「壬申戸籍」といっています。）作りが始まり、全国民が名字を付け、戸籍簿に登録しなければなりませんでしたが。しかし、全国的にはなおそれをしない人が数多くいたことから、明治8年（1875）2月に、さらに「苗字必称令」という法令が太政官をもって出され、よりその徹底が図られました。今日、全国民が名字を持っているのは、このとき出された法令がいまでも受け継がれているからだといえます。

（文責 大澤 清吾）